

居宅介護支援重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	K&F居宅介護支援事業所
所在地	〒350-1213 埼玉県日高市高萩615-8
介護保険指定番号	1176300737
通常の事業の実施地域	日高市・飯能市・川越市・坂戸市・鶴ヶ島市 毛呂山町・越生町・狭山市・入間市 ※その他市町村についてはご相談ください

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者兼主任介護支援専門員	1名	0名	サービス管理全般 サービス計画の立案・管理等	1名
主任介護支援専門員	1名	0名	サービス計画の立案・管理等	1名
介護支援専門員	0名	0名	サービス計画の立案・管理等	0名

(3) 営業日および営業時間

営業日 月曜～金曜（土曜 日曜 12/29～翌1/3 の間は休業）

営業時間 8時30分～17時00分

※ 営業時間外も携帯電話にて24時間連絡可能な体制を整備しております。

2 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)から(5)の実施します。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及

び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認められるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、予め居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(9) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所は以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを実施します。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

3 利用料金

(1) 利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

※介護保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、別紙記載の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口にて提供しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護並びに居宅介護サービス計画費の額の戻しを受けられます。対象となっている方には、別紙にてサービス提供証明書と料金表を渡し致します。

基準額 加算		単位数	総額
居宅介護支援費		要介護 1.2 : 1,086 単位×10.21 円	11,088 円
		要介護 3.4.5 : 1,411 単位×10.21 円	14,406 円
加算費用	初回加算	300 単位×10.21 円 ※対象月のみ	3,063 円
	入院時情報連携加算(I)	250 単位×10.21 円 ※対象月のみ	2,552 円
	入院時情報連携加算(II)	400 単位×10.21 円 ※対象月のみ	2,042 円
	退院・退所加算	(300 単位×10.21 円) ※対象月のみ	3,063 円
	ターミナルケアマネジメント加算	(400 単位×10.21 円) ※対象月のみ	4,084 円
	特定事業所加算 A	(114 単位×10.21 円)	1,163 円
通院時情報連携加算		(50 単位×10.21 円) ※対象月のみ	510 円

(2) 交通費

前記1の(1)通常の事業の実施地域のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

いつでも契約を解約することができ、解約料はかかりません。

4 サービス内容に関する苦情

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。 ※8時30分~17時まで

電話番号	042-984-3550
担当者	新村 慎之介

別に上記の当事業所以外の市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

行政機関等	担当	住所	電話
日高市役所	長寿いきがい課	日高市南平沢 1020	042-989-2111
飯能市役所	介護福祉課	飯能市大字双柳 1-1	042-973-2111
川越市役所	介護保険課	川越市元町 1-3-1	049-224-8811
毛呂山町役場	高齢者支援課	入間郡毛呂山町中央 2-1	049-295-2112
越生町役場	健康福祉課	入間郡越生町大字越生 900-2	049-292-3121
坂戸市役所	高齢者福祉課	坂戸市千代田 1-1-1	049-283-1331
鶴ヶ島市役所	介護保険課	鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1	049-271-1111
狭山市役所	介護保険課	狭山市入間川 1-23-5	04-2941-4892
入間市役所	介護保険課	入間市豊岡 1-16-1	04-2964-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会	介護福祉課	さいたま市中央区大字下落 1704	048-824-2568

5 秘密の保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密を厳守致します。
- (2) 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底致します。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、予めご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。
- (4) 知り得た情報の記録等は鍵のかかる書庫に保管します。

6 事故発生時の対応等

当事業所が、ご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した 場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7 介護サービスの公表

埼玉県介護サービス情報の公表により当該事業所及び各事業所の詳細情報を閲覧できます。

8 虐待防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行います。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図ると共に定期的に虐待防止指針を整備します。
- (2) 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催します。
- (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を配置します。

9 感染症予防、まん延防止の対策

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

11 当法人の概要

名称・法人種別	K&F株式会社 営利法人
代表者役職・氏名	代表取締役 舟橋 司
事業所所在地	埼玉県東松山市新宿町9番地4